

# 取手市立永山小学校 いじめ防止基本方針（概要）

## いじめとは

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

～取手市みんなでいじめをなくすための条例より～

## いじめ防止への基本理念

安全で安心な学校づくりを推進するために、

- いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
  - いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 上記2点の共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行います。

## いじめをさせない（未然防止）

- 児童のよさを伸ばす教師のかかわり
  - ・一人一人の児童理解
  - ・よさを認めるその場の声かけ
- 学年・学級経営の充実
  - ・児童の居場所作り
  - ・自己有用感が高められる活動の工夫
  - ・児童相互が尊重し合える言語環境の整備
- 授業の充実
  - ・個に応じた分かる授業の実施
  - ・スクールロイヤーによるいじめ防止授業
  - ・専門家による情報モラルに関する授業
- 道徳や体験活動等の充実
  - ・道徳的実践力の育成
  - ・産婦人科医による講演を通して、生命尊重と思いやりの心の育成
- 特別活動の充実
  - ・学校行事を通じた異学年交流の実施
  - ・体験活動の充実による思いやりの心や協力しあう態度の育成
- 児童会活動の充実
  - ・児童中心のあいさつ運動や福祉募金活動を通じた助け合う心や実践力の向上

## いじめを見逃さない（早期発見）

- 情報の収集
  - ・児童とのふれあいの中での観察
  - ・毎月のアンケート調査
- 組織での対応
  - ・学年会やブロック会議、毎月はいじめ防止対策委員会や教育相談部会などにおける教員間の密な情報交換
- 教育相談の充実
  - ・担任だけでなく、養護教諭や特別支援教育担当者、スクールカウンセラーなど多層な相談体制
- 家庭及び地域との連携
  - ・保護者会などでの情報交換
- 関係諸機関との連携
  - ・所轄警察署や市こども相談課との情報連携
  - ・コミュニティスクールとの情報共有
- 職員研修の充実

## いじめに真剣に取り組む（迅速で丁寧な対応）

- 緊急いじめ対策委員会の開催
  - ・情報収集・事実確認・方針決定・対応
  - ・いじめを受けた児童、その保護者への支援
  - ・いじめを行った児童への指導、その保護者への助言
  - ・周囲の児童への指導
- 関係機関との連携
  - ・こども基本法第2条第2項をうけて、教育委員会及び関係機関との連携
- 重大事態と判断されるいじめへの対応  
「いじめ防止対策推進法第28条」に基づく
  - ・取手市教育委員会への報告
  - ・重大事態対応緊急いじめ対策委員会の設置
  - ・調査の実施と情報の提供
  - ・いじめ解消のための指導や関係児童の心のケア

## 窓口の紹介

◆取手市立永山小学校 0297(78)8221  
担任・学年主任  
生徒指導主事・養護教諭  
特別支援コーディネーター  
教育相談主任  
子どもと親の相談員等

◆取手市教育総合支援センター 0297(63)4755  
◆取手市子育て支援課 0297(74)2141  
◆いじめ・体罰解消サポートセンター 029(823)6770  
◆取手市青少年センター 0297(72)8080  
◆子どもホットライン（24時間） 029(221)8181  
◆24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

